

扶桑町木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において扶桑町木造住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組工法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅（持家であるかどうか問わない。）で、階数は2階建て以下のものとする。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。

ア 扶桑町が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

ウ 令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」の別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を用いた耐震診断

(3) 除却工事 地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅を1棟全て除却する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次条に規定する旧基準木造住宅を所有する者

(2) 扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(3) 町税の滞納がない者

2 補助対象者は、第2条に掲げる建築物の所有者とし、補助金の交付は同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）内について1回限りとする。

（補助の対象建築物）

第4条 補助金の交付対象となる建築物は、扶桑町内にある建築物で次の各号いずれにも該当するものとする。

（1） 旧基準木造住宅であること。

（2） 延べ床面積30㎡以上のもの。

（3） 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断において判定値が1.0未満若しくは第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断において得点が80点以下、又は第2条第2号ウに規定する木造住宅耐震診断において倒壊の危険性があると診断がされ、町長が診断の妥当性を判断できた旧基準木造住宅。

（4） 過去に扶桑町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年扶桑町訓令第34号）、扶桑町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年扶桑町要綱第19号）、扶桑町木造住宅耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱（平成25年扶桑町要綱第20号）による補助金の交付を受けていない住宅であること。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する建築物の除却工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業に要する経費として、除却工事を実施する施工業者に対して支払う費用で、補助金の額は、20万円又は前条に規定する補助対象事業に係る経費に100分の23を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る契約を締結する前に、扶桑町木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければ

ばならない。

- (1) 木造住宅除却工事計画書（様式第2）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（木造住宅耐震診断に係るものに限る。）
- (3) 見積書等補助対象事業の経費が確認できる書類の写し（施工予定業者の記名のあるものに限る。）
- (4) 除却する住宅の建築年の分かる書類
- (5) 案内図
- (6) 現況の写真
- (7) 除却工事契約書の案
- (8) 町税等の未納がないことを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定および通知）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、扶桑町木造住宅除却費補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、前条第1項の通知を受けた後において、交付を受けようとする補助金の額又は申請者の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して、扶桑町木造住宅除却費補助金変更承認申請書（様式第4）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、扶桑町木造住宅除却費補助金変更承認通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ）

第10条 申請者は、第8条第1項の通知を受けた後において、当該申請を取り下げるときは、扶桑町木造住宅除却費補助金取下届（様式第6）により、町長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、除却工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末

日のいずれか早い日までに、扶桑町木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第7）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事に係る契約書の写し
- (2) 除却工事に係る請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (3) 工事前、工事中及び工事完了後の写真
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票の写し
- (5) リサイクル法に関する届の受領書の写し（延べ床面積が80㎡以上のものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、扶桑町木造住宅除却費補助金額確定通知書（様式第8）により、申請者に通知するものとする。
（交付請求及び交付）

第13条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に扶桑町木造住宅除却費補助金支払請求書（様式第9）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、若しくはすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令及びこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（書類の整理）

第15条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度が終了した後5年間保管しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第2（第7条関係）

木造住宅除却工事計画書

1 建築物の概要	
申請者連絡先等	住 所： 電話番号： ()
所 在 地	扶桑町
所 有 者 氏 名	
床 面 積	延べ床面積：_____㎡（1階：_____㎡、2階：_____㎡） （うち店舗等の用途の延べ床面積：_____㎡）
建 築 時 期	() _____年____月
耐震診断の実施	実施機関等：ア 扶桑町 (_____年度実施) イ (一財)愛知県建築住宅センター (_____年度実施) ウ 診断者名 () (_____年度実施)
総 合 判 定	総合判定値： 1階 X方向：_____ Y方向：_____ 2階 X方向：_____ Y方向：_____

2 施工予定業者	
会 社 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
登 録 番 号	<input type="checkbox"/> 建設業許可の場合 () 号 工事業 <input type="checkbox"/> 解体工事業の場合 解体工事業登録 知事 号

様

扶桑町長

扶桑町木造住宅除却費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、扶桑町木造住宅除却費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|---------|------|
| 1 | 工事の名称 | 除却工事 |
| 2 | 交付決定額 金 | 円 |
| 3 | 指令番号 | 第 号 |
| 4 | 交付の条件 | |

扶桑町長 様

申請者 住 所
氏 名

扶桑町木造住宅除却費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた木造住宅除却工事の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------|------|
| 1 工事の名称 | 除却工事 |
| 2 変更の内容 | |
| 3 変更の理由 | |

様

扶桑町長

扶桑町木造住宅除却費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅除却工事の変更については下記のとおり承認し、それに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 工事の名称 除却工事
- 2 変更後の交付決定額 金 円
- 3 指令番号 第 号
- 4 承認の内容

扶桑町木造住宅除却費補助金変更承認申請書のとおり

- 5 その他

扶桑町長 様

申請者 住 所
氏 名

扶桑町木造住宅除却費補助金取下届

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた木造住宅除却工事について、下記のとおり取下げたいので届け出ます。

記

1 工事の名称 除却工事

2 取下げの理由

扶桑町長 様

申請者 住 所
氏 名

扶桑町木造住宅除却工事完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた木造住宅除却工事が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 工事の名称 除却工事
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 除却工事に係る契約書の写し
 - (2) 除却工事に係る請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
 - (3) 工事前、工事中及び工事完了後の写真
 - (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し
 - (5) リサイクル法に関する届の受領書の写し（延べ床面積が80㎡以上のものに限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

除却工事完了の確認

上記の木造住宅除却工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。

年 月 日

工事完了確認者

様

扶桑町長

扶桑町木造住宅除却費補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告書の提出があった補助金については、額が確定しましたので、扶桑町木造住宅除却費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 工事の名称 | 除却工事 |
| 2 | 確定補助金額 | 金 円 |
| 3 | 指令番号 | 第 号 |

扶桑町長 様

申請者 住 所
氏 名

扶桑町木造住宅除却費補助金支払請求書

扶桑町木造住宅除却費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 支払請求額 金 円
- 2 工事の名称 除却工事
- 3 指令番号 年 月 日 第 号

金融機関名	銀行 金庫 農協							店
種 別	普通 ・ 当座							
口座番号								
(ふりがな) 口座名義人								